

II 環境法令に基づく特定施設等の届出状況

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例では、ばい煙等の発生施設、汚水等の排出施設、騒音及び振動等の特定施設を設置する場合、設置届出書の提出を義務づけている。これらの特定施設等の届出を通して公害防止対策の事前指導を行っている。

1 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく新增設協議の届出状況

令和元年度において、条例第 10 条に規定する新增設に係る協議に該当する事案は 5 件あったが、全て免除規定により協議は免除された。

2 大気関係の施設等の届出状況

令和元年度末現在の大気汚染防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく大気関係の施設数は、それぞれ表 3-2-1～表 3-2-6 のとおりである。また、令和元年度の大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出件数は、表 3-2-7 のとおりである。

表 3-2-1 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況

項	施設	規模・能力	事業場数	施設数
1	ボイラー (熱風ボイラーを含み、熱源として、電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が 10 m ² 以上であること。	242	611
	小型ボイラー	伝熱面積は 10 m ² 未満であるが、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上であること。		
2	ガス発生炉及び加熱炉	原料の処理能力が 20 t/日以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上であること。	0	0
3	焙焼炉、焼結炉、煅焼炉（金属精錬、無機化学工業製品の製造用）	原料の処理能力が 1 t/時以上であること。	0	0
4	溶鋳炉、転炉、平炉（金属精錬用）		0	0
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに 14 の項及び 24 の項から 26 の項までに掲げるものを除く。)	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が 1 m ² 以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）	7	13
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	が 0.5 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であること。	11	50
7	加熱炉（石油製品、石油化学製品、コールタール製品製造用）	燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であること。	0	0
8	触媒再生塔（石油精製用）	触媒に付着する炭素の燃焼能力が 200 kg/時以上であること。	0	0
8-2	燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 6 L/時以上であること。	0	0

9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が 1 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算	1	2
10	反応炉（無機化学製品又は食料品製造用）、直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	50 L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であること。	0	0
11	乾燥炉（14及び23の項に掲げるものを除く。）		9	15
12	電気炉（製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイト製造用）	変圧器の定格容量が 1,000 kVA 以上であること。	0	0
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 m ² 以上、又は焼却能力が 200 kg/時以上であること。	10	21
14	焙焼炉、焼結炉、溶鋇炉、転炉、溶解炉、乾燥炉（銅、鉛、亜鉛の精錬用）	原料の処理能力が 0.5 t/時以上であるか、火格子面積が 0.5 m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.2 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 20 L/時以上であること。	0	0
15	乾燥施設（カドミウム系顔料又は炭酸カドミウム製造用）	容量が 0.1 m ³ 以上であること。	0	0
16	塩素急速冷却施設（塩素化エチレン製造用）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が 50 kg/時以上であること。	0	0
17	溶解槽（塩化第二鉄製造用）		0	0
18	反応炉（活性炭の製造用）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3 L/時以上であること。	0	0
19	塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設（化学製品製造用）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が 50 kg/時以上であること。	0	0
20	電解炉（アルミニウム精錬用）	電流容量が 30 kA 以上であること。	0	0
21	反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉（燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料の製造用）	原料として使用する燐鉱石の処理能力が 80 kg/時以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であること。	0	0
22	凝縮施設、吸収施設、蒸留施設（弗酸製造用）	伝熱面積が 10 m ² 以上、又はポンプの動力が 1 kW 以上であること。	0	0
23	反応施設、乾燥炉、焼成炉（トリポリ燐酸ナトリウム製造用）	原料処理能力が 80 kg/時以上であるか、火格子面積が 1 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上であること。	0	0
24	溶解炉（鉛の第 2 次精錬、鉛の管、板、線製造用）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10 L/時以上、又は変圧器の定格容量が 40 kVA 以上であること。	0	0
25	溶解炉（鉛蓄電池の製造用）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4 L/時以上、又は変圧器の定格容量が 20 kVA 以上であること。	0	0
26	溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設（鉛系顔料製造用）	容量が 0.1 m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4 L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 kVA 以上であること。	0	0
27	漂白施設、吸収施設、濃縮施設（硝酸製造用）	硝酸を合成し漂白し又は濃縮する能力が 100 kg/時以上であること。	0	0

28	コークス炉	原料の処理能力が 20 t/日以上	0	0
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時 以上であること。	0	0
30	ディーゼル機関		7	20
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算 35 L/時 以上であること。	0	0
32	ガソリン機関		0	0
合計			279	732

※事業場数合計は、重複を除く。

表 3-2-2 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設の届出状況

項	施設	規模・能力	事業場数	施設数
1	硫黄燃焼施設（パルプ、紙の製造業）		0	0
2	溶解炉及び溶融めっき施設（アルミニウム又はアルミニウム合金用）		21	90
3	溶射施設、溶融めっき施設（鉛又は鉛合金用）		0	0
4	反応施設（弗化炭化水素、弗素系合成樹脂の製造用）		0	0
5	湯煮施設（食料品、飲料の製造用）	火格子面積が 1 m ² 以上のもの又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上のもの	0	0
6	漂白施設（塩素又は塩素ガス使用のもの）		0	0
合計			21	90

※事業場数合計は、重複を除く。

表 3-2-3 大気汚染防止法に基づく水銀排出施設の届出状況

項	施設		規模・能力	事業場数	施設数
1	小型石炭混焼ボイラー		伝熱面積 10 m ² 以上又は燃焼能力が重油換算 50 L/時以上のもの（小型は燃焼能力が 10 万 L/時未満のもの）	0	0
2	石炭専燃ボイラー 大型石炭混焼ボイラー			0	0
3	非鉄金属（銅、鉛、亜鉛及び工業金）製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	一次施設	表 3-2-1 の 3 の項から 5 の項までに掲げる施設及び 14 の項に掲げる施設	0	0
4		銅又は工業金		0	0
5		鉛又は亜鉛		0	0
6		銅、鉛又は亜鉛		0	0
7	セメントの製造の用に供する焼成炉		火格子面積 1 m ² 以上、焼却能力が重油換算 50 L/時以上又は変圧器の定格容量 200 kVA 以上のもの	0	0
8	廃棄物焼却炉（一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉）		火格子面積 2 m ² 以上又は焼却能力 200 kg/時以上のもの	10	21
9	水銀含有汚泥等の焼却炉		水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱う施設（加熱工程を含む施設に限る/施設規模による裾切りなし）	0	0
合計				10	21

※事業場数合計は、重複を除く。

表 3-2-4 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出状況

項	施設	規模・能力	事業場数	施設数
1	コークス炉	原料処理能力が 50 t/日以上	0	0
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。） 又は土石の堆積場	面積が 1,000 m ² 以上であること。	69	83
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、 土石又はセメントの用に供するものに限り、密 閉式のものを除く。）	ベルトの幅が 75 cm 以上であるか、 又はバケットの内容積が 0.03 m ³ 以 上であること。	15	62
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの 用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式 のものを除く。）	原動機の定格出力が 75 kW 以上であ ること。	12	21
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供する ものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除 く。）	原動機の定格出力が 15 kW 以上であ ること。	7	15
合計			77	181

※事業場数合計は、重複を除く。

表 3-2-5 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく一般粉じん発生施設の届出状況

項	施設	規模・能力	事業場数	施設数
1	鉱物、岩石又はセメントの用に供する破碎機及 び摩砕機（湿式のもの及び密閉式のものを除 く。）	原動機の定格出力が 7.5 kW 以上 75 kW 未満であること。	17	23
2	鉱物、岩石又はセメントの用に供するふるい （湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 7.5 kW 以上 15 kW 未満であること。	13	15
3	木材チップ又は木粉の堆積場	面積 1,000 m ² 以上であること。	1	1
4	木材チップ又は木粉の用に供するベルトコン ベア及びバケットコンベア（密閉式のものを除 く。）	ベルトコンベアにあってはベルトの 幅が 75 cm 以上のもの、バケットコン ベアにあってはバケットの内容積 が 0.03 m ³ 以上であること。	4	25
5	木材チップの風送施設	すべてのもの	1	8
6	穀物用製粉機	原動機の定格出力が 3.7 kW 以上で あること。	2	2
7	石灰製品の製造の用に供する硝化施設	すべてのもの	0	0
8	打綿機	すべてのもの	25	36
9	金属製品又は木製品の製造の用に供する乾式 研磨機	原動機の定格出力が 3.75 kW 以上で あること。	61	209
10	木材加工用の帯のこ盤、丸のこ盤及びかんな盤	原動機の定格出力が 2.25 kW 以上で あること。	242	761
11	金属製品又は木製品の製造の用に供する吹付 塗装施設	すべてのもの	147	337
12	別珍又はコールテンの仕上施設	すべてのもの	0	0
合計			448	1,417

※事業場数合計は、重複を除く。

表 3-2-6 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設の届出状況

項	施設	規模・能力	事業場数	施設数
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあっては、排風機の排風能力。以下同じ。）が 3,000 m ³ /時以上のもの	0	0
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が 100,000 m ³ /時以上のもの	0	0
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るもの除く。）	送風機の送風能力が 10,000 m ³ /時以上のもの	1	3
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000 m ³ /時以上のもの	0	0
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が 15,000 m ³ /時以上のもの	0	0
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が一時間当たり 7,000 m ³ /時以上のもの	0	0
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が一時間当たり 27,000 m ³ /時以上のもの	0	0
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（該当洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が 5 m ² 以上のもの	0	0
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が 1,000 kL 以上のもの	0	0
合計			1	3

※事業場数合計は、重複を除く。

表 3-2-7 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出件数

項	作業内容	届出件数
1	特定建築材料が使用されている建築物その他工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業（次項又は 3 の項に掲げるものを除く。）	37
2	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去するもの（次項に掲げるものを除く。）	3
3	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	0
4	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業	23
合計		63

※届出件数合計は、重複を除く。

<備考> 特定建築材料とは、吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材のこと。

3 悪臭関係の施設の届出状況

令和元年度末現在の静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係の施設の届出状況は表3-2-8のとおりである。

表 3-2-8 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭に係る特定施設の届出状況

項	施設	規模・能力	事業場数	施設数
1	セロファン製膜施設	すべてのもの	0	0
2	アスファルト含滲紙又はコールタール含滲紙の製造用の連続式含滲施設	すべてのもの	0	0
3	パルプ又は紙の製造用の蒸解施設	すべてのもの	0	0
4	調味料の製造又は穀物加工用の乾燥施設	すべてのもの	0	0
5	合成樹脂又はホルムアルデヒド製造用の反応施設	すべてのもの	0	0
6	有機顔料の製造用の反応施設	すべてのもの	0	0
7	木材チップの堆積場	面積 1,000 m ² 以上	1	1
8	動物系の飼料若しくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設 (1) 蒸煮施設 (2) 湯煮施設 (3) 真空濃縮施設 (4) 乾燥施設	すべてのもの	0 1 0 18	0 1 0 19
9	鶏舎及び豚舎	鶏舎面積 400 m ² 以上及び豚舎面積 150 m ² 以上のもの	鶏：16 豚：19	鶏：19 豚：23
10	サイズの製造の用に供する反応施設	すべてのもの	0	0
合計			47	63

※事業場数合計は、重複を除く。

4 水質関係の施設の届出状況

令和元年度末現在の水質汚濁防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく水質関係の施設の届出状況は、それぞれ表 3-2-9 及び表 3-2-10 のとおりである。

表 3-2-9 水質汚濁防止法に基づく特定施設等の届出状況

番号	施設の種類	事業場数	
		公共用水域への排水あり	公共用水域への排水なし(有害物質の使用あり)
1	鉱業・水洗炭業の用に供する施設	0	0
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	81	0
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	14	0
3	水産食料品製造業の用に供する施設	22	0
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業に係る施設	13	0
5	みそ、グルタミン酸ソーダ等の製造業の用に供する施設	9	0
6	小麦粉製造業の用に供する施設	0	0
7	砂糖製造業の用に供する施設	0	0
8	粗製あんの沈でんそう	1	0
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	0
10	飲料製造業の用に供する施設	3	0
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	0	0
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	1	0
13	イースト製造業の用に供する施設	0	0
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	0	0
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0	0
16	めん類製造業の用に供する施設	10	0
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する施設	30	0
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	0
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	3	0
18の3	たばこ製造業の用に供する施設	0	0
19	紡績業又は繊維製品の製造業、加工業の用に供する施設	15	2
20	洗毛業の用に供する施設	0	0
21	化学繊維製造業の用に供する施設	0	0
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業に係る湿式バーカー	0	0
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	0
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	0	0
22	木材薬品処理業の用に供する施設	2	0
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	0
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	9	2
24	化学肥料製造業の用に供する施設	0	0
25	削除		
26	無機顔料製造業の用に供する施設	0	0
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	0
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	1	0
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	0	0
30	その他の発酵工業の用に供する施設	0	0

31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	0	0
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	0	0
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	0	0
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	0	0
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	0	0
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	0	0
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	1	0
38	石けん製造業の用に供する施設	0	0
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設	0	0
39	硬化油製造業の用に供する施設	0	0
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	0	0
41	香料製造業の用に供する施設	0	0
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	0	0
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	0	0
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	0	0
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	0	0
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0	0
47	医薬品製造業の用に供する施設	0	0
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	0	0
49	農薬製造業の用に供する混合施設	0	0
50	有害な試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	0	0
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む）の用に供する施設	0	0
51の2	自動車用タイヤ等製造業の用に供する直接加硫施設	0	0
51の3	医療用ゴム製品等製造業のラテックス成形洗浄施設	0	0
52	皮革製造業の用に供する施設	0	0
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	2
54	セメント製品製造業の用に供する施設	4	0
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	20	0
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	0	0
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	0	0
58	窯業原料（うわ薬含む）の精製業の用に供する施設	0	1
59	砕石業の用に供する施設	1	0
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	6	0
61	鉄鋼業の用に供する施設	1	0
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	3	0
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	47	7
63の2	空びん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	0	0
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	0	0
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	0	0
64の2	水道施設のうち浄水施設（能力1万m ³ /日以上）	6	0
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	44	14
66	電気メッキ施設	20	18
66の2	エチレンオキシド又は1,4-ジオキサンの混合施設	0	0
66の3	旅館業の用に供する施設	113	0
66の4	共同調理場に設置されるちゅう房施設	2	0
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	8	0

66の6	飲食店に設置されるちゅう房施設	6	0
66の7	通常主食を提供しない飲食店に設置されるちゅう房施設	0	0
66の8	料亭、バー、キャバレー等に設置されるちゅう房施設	0	0
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	109	5
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	26	1
68の2	病院（病床数300以上）に設置されている施設	4	1
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	0	0
69の2	中央卸売市場に設置されている施設（水産物）	0	0
69の3	地方卸売市場に設置される施設（水産物、千平米以上）	0	0
70	廃油処理施設	0	0
70の2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	5	0
71	自動式車両洗浄施設	171	0
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査等に係る施設	12	15
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	0	0
71の4	産業廃棄物処理施設	1	2
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前該当除外)	2	1
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設(前該当除外)	0	0
72	し尿処理施設（501人槽以上）	31	0
73	下水道終末処理施設	11	0
74	特定事業場から排出される水の処理施設	3	0
—	有害物質貯蔵指定施設	1	3
合計		872	74

※事業場が複数種の特定施設を保有する場合は、代表特定施設にて計上する。

表 3-2-10 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく水質に係る特定施設の届出状況

番号	施設の種類	事業場数	
		公共用水域への排水あり	公共用水域への排水なし(有害物質の使用あり)
1	アスファルトプラントの廃ガス洗浄施設	1	0
2	非鉄金属製造業（銅の圧延、アルミニウム等ダイカストマシン）	10	0
3	ゴム製品製造業（混練施設）	9	0
4	ニッケルめっき用電気めっき施設	11	14
合計		31	14

※事業場が複数種の特定施設を保有する場合は、代表特定施設にて計上する。

5 騒音関係の施設の届出状況

令和元年度末現在の騒音規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設及び特定作業の届出状況は表 3-2-11 及び表 3-2-12 のとおりである。また、令和元年度の騒音規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業届出件数は表 3-2-13 のとおりである。

表 3-2-11 騒音規制法等に基づく特定施設の届出状況

番号	施設の種類	騒音規制法	県条例
1	金属加工機械（機械プレス等）	4,954	14,721
2	空気圧縮機及び送風機	5,985	2,149
3	土石用又は鉱物用機械（破碎機、摩砕機等）	109	34
4	繊維機械（織機、撚糸機等）	16,008	3,411
5	建設用資材製造機械（コンクリートプラント等）	31	7
6	穀物用製粉機（ロール式のもの）	1	1
7	木材加工機械（チップパー、帯のこ、丸のこ等）	1,101	2,635
8	紙加工機械（抄紙機等）	1	3
9	印刷機械	707	58
10	合成樹脂用射出成形機	1,327	241
11	鍛造型機（ジョルト式のもの）	79	0
12	クーリングタワー	－	451
13	集じん施設	－	1,351
14	冷凍機	－	9,647
施設数合計		30,303	34,709
事業場数合計		5,229	9,059

※事業場数合計は、重複を含む。

表 3-2-12 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定作業の届出状況

番号	作業の種類	騒音規制法	県条例
1	厚さ 0.5 mm 以上の材料を用いて行う鋸金又は製缶の作業	－	2
2	鉄骨又は橋りょうの組立ての作業	－	0
3	鋼製船舶の建造又は修理の作業	－	0
作業数合計		－	2
事業場数合計		－	2

表 3-2-13 騒音規制法等に基づく特定建設作業の届出状況

番号	施設の種類	騒音規制法	県条例
1	くい打機等を使用する作業	20	1
2	びょう打機を使用する作業	0	0
3	さく岩機を使用する作業	141	19
4	空気圧縮機を使用する作業	41	10
5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	2	1
6	バックホウを使用する作業	151	19
7	トラクターショベルを使用する作業	0	1
8	ブルドーザーを使用する作業	10	3
受理件数合計		365	54

6 振動関係の施設の届出状況

令和元年度末現在の振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設の届出状況は表 3-2-14 のとおりである。また、令和元年度の振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業届出件数は表 3-2-15 のとおりである。

表 3-2-14 振動規制法等に基づく特定施設の届出状況

番号	施設の種類	振動規制法	県条例
1	金属加工機械（機械プレス等）	6,398	685
2	圧縮機	2,539	1,928
3	土石用又は鉱物用機械（破碎機、摩砕機等）	123	31
4	織機	15,720	152
5	建設用資材製造機械（コンクリートブロックマシン等）	13	0
6	木材加工機械（ドラムバーカー等）	38	14
7	印刷機械	316	45
8	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	42	3
9	合成樹脂用射出成形機	1,556	183
10	鍛造型機（ジョルト式のもの）	61	0
施設数合計		26,806	3,041
事業場数合計		4,185	543

※事業場数合計は、重複を含む。

表 3-2-15 振動規制法等に基づく特定建設作業の届出状況

番号	施設の種類	振動規制法	県条例
1	くい打機等を使用する作業	19	2
2	鋼球を使用して破壊する作業	0	0
3	舗装版破碎機を使用する作業	1	0
4	ブレーカーを使用する作業	121	15
受理件数合計		141	17

7 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況

令和元年度末現在のダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気基準対象施設の届出状況及び水質基準対象施設の届出状況は、それぞれ表 3-2-16 及び表 3-2-17 のとおりである。

表 3-2-16 大気基準対象施設の届出状況

番号	施設名	稼働中施設数	休止中施設数 (建設中施設を含む)	合計
1	焼結鈹製造用焼結炉	0	0	0
2	製鋼用電気炉	0	0	0
3	亜鉛回収施設	0	0	0
4	アルミニウム合金製造施設	4	1	5
5	廃棄物焼却炉	22	12	34
合計		26	13	39

表 3-2-17 水質基準対象施設の届出状況

番号	施設名	測定義務のある事業場数	測定義務のない事業場数※	事業場数の合計
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0	0
2	カーバイト法アセチレン製造用のアセチレン洗浄施設	0	0	0
3	硫酸カリウムの製造の用の施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0
4	アルミナ繊維製造施設の廃ガス洗浄施設	0	0	0
5	担体付触媒の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0
6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0
7	カプロラクタム製造の硫酸濃縮施設等	0	0	0
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造の水洗施設等	0	0	0
9	四クロロフタル酸水素ナトリウム製造のろ過施設等	0	0	0
10	二・三・ジクロロー一・四・ナフトキノンの製造のろ過施設等	0	0	0
11	ジオキサジンバイオレット製造の施設のうち分離・洗浄・熱風乾燥施設等	0	0	0
12	アルミニウム合金製造用の廃ガス洗浄施設等	0	1	1
13	亜鉛回収施設の精錬・廃ガス・湿式集じん施設	0	0	0
14	担体付き触媒からの金属の回収のろ過施設等	0	0	0
15	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	1	2	3
16	廃 PCB 等の分解施設等	0	0	0
17	フロン類の破壊の施設のプラズマ反応施設等	0	0	0
18	水質基準対象施設からの汚水等を処理する下水道終末処理施設	2	0	2
19	1～17 の事業場排水の処理施設	0	0	0
合計		3	3	6

※休止事業場を含む